

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 3 0 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）室

「改善基準告示」の改正について(再周知依頼)

自動車運転の業務については、長時間労働の背景に業務の特性等の課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第 71 号)による労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の改正に伴い、令和6年4月1日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも年 960 時間とする規制が適用されます。

併せて、昨年 12 月 23 日にお知らせしましたとおり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。)についても、過労死等の防止の観点から見直しを行い、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されます。

このたび、厚生労働省及び国土交通省より、新たに作成された改善基準告示のパンフレット等の共有とともに、旅行業者等への再周知に係る協力依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましてはご了知頂くとともに、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、パンフレット等のご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、旅行業関係団体に対しても、周知依頼を行っておりますのでご了知願います。

【添付資料】

(別添1)【事務連絡】自動車運転の業務への時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用に向けた周知について(バス運転者、タクシー運転者)

(別添2)【ポスター】改善基準告示が改正されます！

【ご参考:厚生労働省 HP(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示))】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html

※容量が大きい以下の資料は厚生労働省HPより入手ください。

【リーフレット】バス運転者の改善基準告示が改正されます！

【パンフレット】バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント